



2008年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定

3級 実技試験
個人資産相談業務

実施日 2008年9月14日(日)

試験時間 13:30~14:30(60分)

注 意

1. 本試験の出題形式は、三択択一式5題(15問)です。
2. 筆記用具, 計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2008年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁, 印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. 中途退出はできません。
8. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
9. その他、試験監督者の指示に従ってください。

この試験の模範解答は9月14日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/answer/fp.html>)

10月27日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．問題は，【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は，通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 4．各問について答を1つ選び，その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

満60歳で定年を迎えるAさんは、社会保険庁から「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」を受け取った。Aさんは、近づいてきた定年退職後の生活に不安があり、ファイナンシャル・プランナーであるDさんに相談することにした。

なお、Aさんおよび家族に関する資料等は、以下のとおりである。

Aさんおよび家族に関する資料

Aさん（満58歳）：昭和25年5月5日生まれ

会社員（健康保険，厚生年金保険，雇用保険に加入中）

現在および将来も障害の状態にない。

妻 B（満50歳）：昭和33年8月10日生まれ

Aさんの健康保険の被扶養者であり，国民年金に加入している。

現在および将来も，Aさんと生計維持関係にある。

子 C（満20歳）：昭和63年5月20日生まれ

大学生であり，現在および将来も，Aさんと同居している。

「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」（抜粋）

基礎年金番号		・生年月日		昭和25年5月5日							
1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0		・作成年月日		平成20年7月3日							
(あなたの加入記録)											
番号	加入制度	お勤め先の名称 または共済組合名等				資格取得年月日	資格喪失年月日	加入月数			
1	国年	国民年金				昭和45. 5. 4	昭和48. 4. 1	35			
2	厚年	X社				昭和48. 4. 1		423			
国民年金				厚生年金保険		船員保険		年金加入 期間合計 (+ +)			
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例月数等	計	加入月数		加入期間	加入月数	加入期間
35	0	0	0	0	0	35	423	423	0	0	458
国民年金の加入月数の合計 →							35				
共済組合等加入月数					合計加入期間(+)						
0					458						

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問1》 公的年金制度からの老齢給付の受給について、Dさんが説明した次の文章の空欄 ~ に入る語句または数値の組合せとして、最も適切なものはどれか。

Aさんは、老齢基礎年金の受給資格期間である原則25年の期間を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あるため、()歳から報酬比例部分相当の特別支給の老齢厚生年金を受給することができる。

この場合、Aさんが()歳になる前には年金加入記録等を印字した年金請求書が送付されてくるので、Aさんは必要事項を記載し、添付書類とともに提出することになる。

また、Aさんが()歳になる前にはAさんに対して裁定請求書が送付される。Aさんは、これを提出することで、老齢基礎年金および()の裁定請求をすることになる。

- 1) 60 65 老齢厚生年金
- 2) 60 61 定額部分の特別支給の老齢厚生年金
- 3) 64 65 付加年金

《問2》 国民年金の保険料やその加入者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 現在、妻Bの国民年金の保険料は、Aさんが加入している厚生年金保険から拠出金の形で支払われているが、Aさんが退職して厚生年金保険の被保険者資格を失ったときには、原則として妻Bに国民年金の保険料納付義務が生じることになる。
- 2) 子Cが、「学生納付特例制度」の適用を受けた場合、免除から5年以内にこの間の国民年金の保険料を追納しなければ、当該期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額には反映されない。
- 3) 現在、厚生年金保険の適用事業所に常時使用されているAさんは、国民年金の第2号被保険者として国民年金に加入している。

《問3》 Aさんの定年退職後における公的医療保険制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) Aさんは、X社を退職した後も、何らかの公的医療保険制度に加入しなければならず、何ら手続をしていないときであっても、法律上当然に国民健康保険に加入することになり、この場合、Aさんには退職日の翌日から保険料支払義務が発生する。
- 2) Aさんは、X社を退職すると、健康保険の被保険者の資格を失うが、所定の要件を満たせば、原則として退職後も引き続き2年間は退職時に加入していた健康保険の被保険者になることができる。これを「任意継続被保険者制度」という。
- 3) Aさんは、国民健康保険に加入中であっても、原則として70歳になれば、被保険者資格を失い、平成20年4月から施行された「後期高齢者医療制度」の被保険者となる。

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（45歳）は、サブプライムローン問題の表面化等の影響で、市場の変動リスクが増大してきたと感じており、金融資産運用についての基本を理解し、今後の運用に役立てたいと考えている。

そこで、Aさんは、知人のファイナンシャル・プランナーであるBさんに聞いてみることにした。

《問4》 Aさんは、個人にとって身近な金融商品である契約型投資信託の基本的な仕組みについて理解したいと考えた。Bさんが説明した一般的な次の内容のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 投資信託の受託者は主に信託銀行であり、受託者は自社の財産とは区別して、信託財産を分別管理している。
- 2) 投資信託の購入後、原則として一定期間（または償還まで）は解約できない期間のことをクローズド期間と呼び、単位型の投資信託に多くみられる。
- 3) 投資信託の購入後に発生する信託報酬は、投資信託の運用・管理にかかる費用であり、購入者は、信託財産から支払われるものとは別に、別途、そのための費用を販売会社に支払う必要がある。

《問5》 Aさんは、外貨建てMMFについて理解したいと考えた。Bさんが説明した一般的な次の内容のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 居住者である個人が、日本で販売されている外貨建てMMFを購入し、その後に換金したことで生じる為替差益は非課税とされる。
- 2) 日本で販売されている外貨建てMMFは、通常、購入時において販売手数料が発生する。
- 3) 日本で販売されている外貨建てMMFは、国内の円建てMMFと同様、株式をいっさい組み入れることができない。

《問6》 Aさんは、居住者である個人に係る投資信託の税制について理解したいと考えた。Bさんが説明した一般的な次の内容のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 国内公募公社債投資信託の収益分配金は、利子所得として一律20%の源泉徴収にて課税関係が終了するため、原則として確定申告の必要はない。
- 2) 国内公募株式投資信託を買取請求により中途換金した場合に生じる差益は、一時所得となる。
- 3) J-REITの収益分配金についても、配当控除の適用を受けることができる。

(メモ余白)

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

工務店を営む個人事業主であるAさんは、所得税の確定申告および青色申告の特典について、ファイナンシャル・プランナーであるBさんに聞いてみることにした。

Aさんの平成20年中の各種所得金額の状況（推定）は、以下のとおりであり、金額の前にある は、赤字であることを示している。なお、Aさんは、これまでに所得税の青色申告承認申請書を提出したことはない。

Aさんの各種所得金額の状況（推定）

- ・事業所得 : 700万円
- ・不動産所得 : 150万円

（必要経費に算入した土地の取得に伴う借入金利子50万円を含む）

- ・株式に係る譲渡所得： 200万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの平成20年分の合計所得金額（推定）は、次のうちどれか。

- 1) 400万円
- 2) 550万円
- 3) 600万円

《問8》 Aさんの平成20年分に係る所得税の確定申告の手続に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、平成21年3月15日は、暦のうえで日曜日である。

- 1) Aさんが、所得税の確定申告をする場合、平成21年2月16日から3月16日までに行うことになる。
- 2) Aさんが、所得税の確定申告により納付すべき所得税額（第3期分）の2分の1相当額以上をその納期限までに納付した場合、所定の届出により、平成21年7月31日までその残額の納付を延期することができる。
- 3) 年の途中で納税者であるAさんが死亡した場合、その相続人は、原則として相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に、Aさんの所得についての確定申告をしなければならない。

《問9》 Aさんは、所得税の青色申告者になり、青色申告の特典を受けたいと考えている。Bさんが説明した青色申告の特典に関する次の内容のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 前年分も青色申告をしている青色申告者は、必要書類を期限内に提出することで、その年の純損失の金額の全部または一部を前年分の所得金額から控除して、その差額の税額を還付請求することができる。
- 2) 青色申告書を期限内に提出している年において純損失の金額が生じたときには、その純損失の金額を翌年以後3年間にわたって、各年分の所得金額から控除することができる。
- 3) 不動産所得（事業的規模）や事業所得がある青色申告者が、正規の簿記の原則に基づいて作成された「貸借対照表」および「損益計算書」等を添付した確定申告書を期限内に提出したときには、青色申告特別控除額として最高55万円を控除することができる。

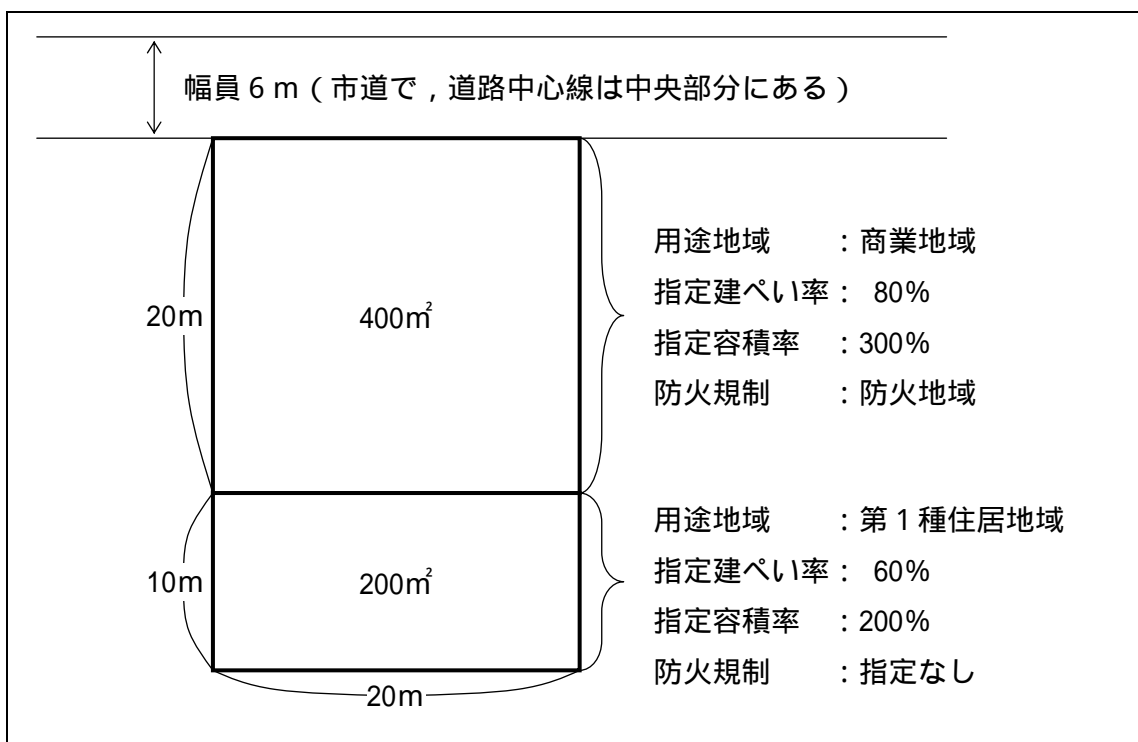
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、自己で所有する2つの異なる用途地域にまたがる敷地（更地）の有効活用を検討しており、ファイナンシャル・プランナーであるBさんに相談することにした。

なお、土地の概要は、以下のとおりである。

土地の概要



上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 不動産の価格の公的な指標に関する次の文章の空欄 ， に入る語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。

（ ）とは、毎年1月1日時点の標準地についての正常な価格を、国土交通省が3月下旬頃に発表するものである。他方、相続税路線価とは、相続税・贈与税を算出する際の基礎となる土地の価格であり、各路線ごとに設定されるが、その価格水準はおおむね（ ）の（ ）程度となるように設定されている。

- 1) 固定資産税評価額 70%
- 2) 固定資産税評価額 80%
- 3) 地価公示価格 80%

《問11》 当該敷地を一体で利用する場合に建築可能となる建物の最大延べ面積は、次のうちどれか。なお、前面道路に係る容積率の制限は、商業地域が10分の6、第1種住居地域が10分の4の割合とする。

- 1) $400\text{m}^2 \times 300\% + 200\text{m}^2 \times 200\% = 1,600\text{m}^2$
- 2) $6\text{m} \times \frac{6}{10} \times 400\text{m}^2 + 6\text{m} \times \frac{4}{10} \times 200\text{m}^2 = 1,920\text{m}^2$
- 3) $400\text{m}^2 \times 80\% + 200\text{m}^2 \times 60\% = 440\text{m}^2$

《問12》 当該敷地を一体で利用する場合、公法上の規制が異なる地域にまたがる敷地の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 建ぺい率は、敷地のうちその属する面積の大きいほうの規制の適用を受けるため、今回の一体利用において適用される建ぺい率は80%となる。
- 2) 建物の用途は、敷地のうちその属する面積の大きいほうの規制の適用を受けるため、今回の一体利用においては商業地域の用途規制を受けることになる。
- 3) 防火規制は、敷地のうちその属する面積の大きいほうの規制の適用を受けるため、今回の一体利用においては建物全体に防火地域の規制が適用される。

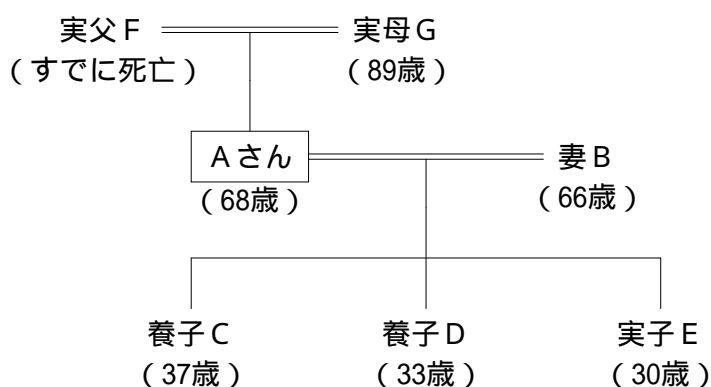
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、将来の相続を心配しており、相続対策として生前贈与を考えている。Aさんは、生前贈与にあたっては、暦年課税または相続時精算課税のいずれかを利用したいと考えており、ファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

なお、Aさんの親族関係図は、以下のとおりであり、養子CおよびDは、Aさんと妻Bが婚姻後に養子縁組をした普通養子である。また、Aさんの親族は、全員が日本国籍で、かつ、日本国内に住所を有し、財産はすべて日本国内にあるものとする。

親族関係図



参考 暦年課税に係る贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 仮に、現時点においてAさんに相続が発生した場合、Aさんの相続における「遺産に係る基礎控除額」は、次のうちどれか。

- 1) 7,000万円
- 2) 8,000万円
- 3) 9,000万円

《問14》 養子Cは、平成20年中に、Aさんから現金100万円と、祖母（Aさんの実母G）から有価証券1,000万円（相続税評価額）の贈与を受けた。この場合、暦年課税により養子Cが支払うべき贈与税額は、次のうちどれか。

- 1) 231万円
- 2) 271万円
- 3) 325万円

《問15》 相続時精算課税（住宅取得等資金および特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例は除く）に関する次の文章の空欄～に入る語句または数値の組合せとして、最も適切なものはどれか。

贈与があった年の1月1日において65歳以上の親から20歳以上の子である推定相続人に生前贈与が行われた場合、受贈者は、相続時精算課税の選択をすることができる。

本制度の適用を受けた場合、当該受贈者が当該親から生前贈与により取得した財産の累積で最大（ ）万円までの金額については贈与税は課されず、（ ）万円を超える部分に対しては一律（ ）の税率により贈与税が課される。

その後、贈与者の相続が発生したときには、生前贈与により取得した財産を（ ）の価額で相続財産に合算して相続税額を計算し、すでに納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除することにより、贈与税・相続税を通じた納税を行うことになる。

- | | | | |
|----|-------|-----|-----|
| 1) | 2,500 | 20% | 贈与時 |
| 2) | 2,500 | 10% | 相続時 |
| 3) | 3,000 | 20% | 相続時 |

(メモ余白)